

令和8年度 住民税申告の手引き

令和8年度住民税（市町村民税・県民税）の申告をしていただく時期となりました。

住民税の申告は、令和8年度住民税および国民健康保険税の算定や軽減のほか、所得証明、公営住宅の入居、介護保険料、年金の受給など広範囲に影響する大切な手続きです。この手引きをよくお読みいただき、正しくご記入のうえ、申告期限までに提出してください。

なお、対象となるのは令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得です。

住民税とは

市町村民税と県民税を合わせて、一般的に住民税とよばれています。

住民税は、道路・下水道・公園の整備や教育・福祉の充実など、住民の皆さんの身近でさまざまな行政サービスを行うために使われています。安全で安心して暮らせるまちづくりのために、住民の皆さんに公平に負担していただいています。

申告書の記入について

該当する項目の内容を申告書に記入し、申告期限（令和8年3月16日）までに提出してください。

マイナンバー制度開始に伴い、申告にはマイナンバー（個人番号）の記載と申請者の本人確認書類の提示・提出が必要となりました。本人、扶養親族、事業専従者等のマイナンバーは必ず記載してください。

〈令和7年中に所得のある方〉

申告書に、所得の内容、扶養親族の氏名、保険の掛金等、必要な事項を記入してください。

※ 営業等、農業、地代家賃、配当、内職、売電、譲渡など、少額でも申告が必要です。

※ 所得税の確定申告が不要とされている、年末調整済みの給与所得の他に20万円以下の所得がある方や、公的年金等の収入が400万円以下で公的年金等の他に20万円以下の所得がある方は、住民税の申告が必要です。

〈所得税の確定申告をする方〉

期限内に税務署に確定申告書を提出される方は、住民税申告書の提出は必要ありません。

〈遺族年金や障害年金、雇用保険等の給付を受けている方〉

申告書裏面の該当欄に記入してください。これらは非課税所得であり、所得税や住民税は課税されません。

〈収入がないまたは収入が少なく家族等に扶養されている方〉

申告書裏面にあなたを扶養する方の住所・氏名を記入してください。

申告相談の際に必要なもの

(1) マイナンバーの番号確認と身元確認ができる書類

①マイナンバーカードをお持ちの方：マイナンバーカード【番号確認と身元確認】

②マイナンバーカードをお持ちでない方：(⑦、⑧)の2点確認

⑦通知カード（氏名・住所等が住民票の記載と同一のもの）または住民票（番号付き）【番号確認】

⑧運転免許証などの写真表示入り書類【身元確認】

（写真表示がない場合には2種類の本人確認書類が必要です）

(2) 令和7年中の所得を計算できるもの

（給与や年金の源泉徴収票、事業・農業・不動産の収入と経費のわかるもの）

(3) 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、小規模企業共済等掛金の支払証明書

(4) 健康保険の任意継続保険料を支払った方は、その金額のわかるもの

(5) 他市町村に国民健康保険税（料）、介護保険料、後期高齢者医療保険料を支払った方は、その金額がわかるもの

(6) 国民年金や国民年金基金の支払証明書

(7) 心身に障害のある方は、身障者手帳等、障害者であることを証明できるもの

(8) 医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書、健康保険組合等が発行する医療費通知、領収書および保険等による補填金額のわかるもの

(9) 寄附金税額控除を受ける場合は、寄附金受領証明書、または寄附金税額控除申告書など寄附先や寄附金額のわかるもの

(10) 住民税申告書

(11) 銀行印（口座振替での納付を希望される方）

◎所得の種類（令和7年1月～令和7年12月までの所得）

1	営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などのいわゆる営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる所得のことで。
2	農業	米・麦・花・果樹などの栽培、まゆなどの生産、家畜・家きんの育成・肥育・採卵、わら工品などの生産、酪農品の生産などの事業から生ずる所得のことで。
3	不動産	土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機の貸し付けなどによって生ずる所得のことで。
4	利子	公社債および預貯金の利子、公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託の収益の分配などによる所得をいい、所得税が源泉徴収されていない利子のことで。国内金融機関の預貯金利子は、そのほぼ全てが源泉徴収対象のため申告不要です。
5	配当	株式や出資金に対する利益の配当、投資信託の収益の分配金などに係る所得のことで。なお、上場株式等の配当で大口所有でない（発行株式の3%未満）ものは、申告に含めなくて良いことになっています。
6	給与	勤務先から受ける給料、賃金、賞与などの所得のことで。給与所得金額は、給与所得の計算表（下記）により求めてください。
7	雑（公的年金等）	国民年金、厚生年金、公務員等共済年金、恩給などによる所得のことで。公的年金等の雑所得金額は、公的年金等の計算表（下記）により求めてください。
8	雑（業務）	シルバー人材センター配分金、報酬、原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得のことで。
9	雑（その他）	生命保険や郵便局の年金保険（個人年金）、貸付金の利子、太陽光発電施設等の売電による所得など、他の所得区分に当てはまらない所得のことで。
11	譲渡	機械やゴルフ会員権、船舶、特許権、漁業権、自動車、書画、骨董、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得のことで。なお、土地、建物、株式等の譲渡および先物取引による所得については分離課税譲渡所得とされ、分離課税用の申告が必要となりますので、該当する場合はお問い合わせください。
	一時	生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、賞金や懸賞当せん金などの所得のことで。（特別控除あり）

◎給与所得控除額の計算表

給与収入金額	給与所得控除金額
0円～ 1,900,000円	650,000円
1,900,001円～ 3,600,000円	給与収入×30% + 80,000円
3,600,001円～ 6,600,000円	給与収入×20% + 440,000円
6,600,001円～ 8,500,000円	給与収入×10% + 1,100,000円
8,500,001円～	1,950,000円

◎配偶者（特別）控除の計算表

	配偶者の合計所得	あなたの合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	58万円以下	33万円	22万円	11万円
	58万円以下（配偶者の年齢が70歳以上の老人控除対象配偶者）	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

◎所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合※ 1. 本人が特別障害者に該当する 2. 年齢23歳未満の扶養親族を有する 3. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する	所得金額調整控除額＝（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%
(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合	所得金額調整控除額＝給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）－10万円

※老人控除対象配偶者とは、昭和31年1月1日以前生まれの人

※(1)に該当する場合は、該当者の氏名他必要事項を申告書の「15 所得金額調整控除に関する事項」欄に記入してください。

(1)および(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除します。

給与収入金額を申告書の「1 収入金額等」カ欄に記入してください。

給与収入金額を表に当てはめ、算出した控除額を収入金額から引いた金額（所得金額調整控除に該当する場合はそれを控除した後の金額）を申告書の「2 所得金額」6欄に記入してください。

◎公的年金等の計算表

	公的年金等収入金額（A）	公的年金等の雑所得		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
昭和36年1月1日以前に生まれた方 （年齢65歳以上の方）	0円～3,299,999円	(A)－1,100,000円	(A)－1,000,000円	(A)－900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75－275,000円	(A)×0.75－175,000円	(A)×0.75－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85－685,000円	(A)×0.85－585,000円	(A)×0.85－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A)×0.95－1,455,000円	(A)×0.95－1,355,000円	(A)×0.95－1,255,000円
	10,000,000円～	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円
昭和36年1月2日以後に生まれた方 （年齢65歳未満の方）	0円～1,299,999円	(A)－600,000円	(A)－500,000円	(A)－400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75－275,000円	(A)×0.75－175,000円	(A)×0.75－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85－685,000円	(A)×0.85－585,000円	(A)×0.85－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A)×0.95－1,455,000円	(A)×0.95－1,355,000円	(A)×0.95－1,255,000円
	10,000,000円～	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円

公的年金等収入金額を申告書の「1 収入金額等」ク欄に記入してください。

公的年金等収入金額を表に当てはめ、算出した雑所得金額を申告書の「2 所得金額」7欄に記入してください。

◎寄附金控除（ふるさと納税・税額控除）

（証明書添付）

長野県共同募金会・日本赤十字社長野県支部・都道府県・市町村および長野県・市町村が条例に指定した団体等に寄附を行った場合、右記①の金額が翌年度の住民税所得割額から控除されます。都道府県・市町村のうち総務省が指定する団体に寄附を行った場合、①と②の合計額が翌年度の住民税所得割額から控除されます。	①（寄附金額－2,000円）×10% ②（寄附金額－2,000円）×（90%－所得税の限界税率×1.021） （②の額については、個人住民税所得割の2割を限度） ※対象となる寄附金額は総所得金額の30%が上限です。限界税率とは課税所得にかかる税率をいいます。
--	--

支出した寄附金額を申告書の「14 寄附金に関する事項」欄に記入してください。

※②の計算式については、令和8年度に改正になる可能性があります。

◎所得から差し引かれる金額（令和7年1月～令和7年12月までに支払ったもの）

番号	種類	内 容	番号	種類	内 容																																
13	社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族が負担すべき国民健康保険税、国民年金、介護保険料、後期高齢者医療保険料などを、あなたが支払った場合に控除されます。 【支払金額の合計】（国民年金は証明書添付）	19	勤労学生控除	あなたが学生であり合計所得金額が85万円以下で、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に控除されます。 【26万円】（在学証明書添付）																																
14	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金および心身障害者扶養共済掛金を、あなたが支払った場合に控除されます。 【支払金額の合計】（証明書添付）	20	障害者控除	あなたやあなたの生計を一にする配偶者および扶養親族が障害者である場合に控除されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>本人</th> <th>控除対象配偶者または扶養親族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td></td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td>530,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特別障害者の範囲 知的障害者（療育手帳交付者）… A1 身体障害者手帳交付者 … 1,2級の人など</p>	区分	控除額		本人	控除対象配偶者または扶養親族	一般		260,000円	特別障害者		300,000円	同居特別障害者		530,000円																		
区分	控除額																																				
	本人	控除対象配偶者または扶養親族																																			
一般		260,000円																																			
特別障害者		300,000円																																			
同居特別障害者		530,000円																																			
15	生命保険料控除	一般生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料がある場合に、一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の別に控除されます。 （証明書添付） 新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払金額÷2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払金額÷4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払金額÷2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払金額÷4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> </p> <p>一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の複数の保険料がある場合 $\left(\begin{array}{l} \text{一般生命保険料について求めた控除額} \\ \text{（限度額：旧制度のみ35,000円、新制度のみおよび新旧制度が混在した場合28,000円）} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{個人年金保険料について求めた控除額} \\ \text{（限度額：旧制度のみ35,000円、新制度のみおよび新旧制度が混在した場合28,000円）} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{介護医療保険料について求めた控除額} \\ \text{（限度額28,000円）} \end{array} \right) = \left[\begin{array}{l} \text{生命保険料控除} \\ \text{（限度額70,000円）} \end{array} \right]$ </p>	支払金額	控除額	12,000円まで	全額	12,001円～32,000円	支払金額÷2+6,000円	32,001円～56,000円	支払金額÷4+14,000円	56,001円以上	28,000円	支払金額	控除額	15,000円まで	全額	15,001円～40,000円	支払金額÷2+7,500円	40,001円～70,000円	支払金額÷4+17,500円	70,001円以上	35,000円	21	配偶者（特別）控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者を有する場合に控除されます。配偶者の合計所得金額とあなたの合計所得金額によって控除額（左頁参照）が変わります。												
		支払金額	控除額																																		
12,000円まで	全額																																				
12,001円～32,000円	支払金額÷2+6,000円																																				
32,001円～56,000円	支払金額÷4+14,000円																																				
56,001円以上	28,000円																																				
支払金額	控除額																																				
15,000円まで	全額																																				
15,001円～40,000円	支払金額÷2+7,500円																																				
40,001円～70,000円	支払金額÷4+17,500円																																				
70,001円以上	35,000円																																				
22	扶養控除	合計所得金額が58万円以下の生計を一にする扶養親族等を有する場合に控除されます。 ア. 一般 …… 【33万円】 （昭和31年1月2日生～平成15年1月1日生の人） （平成19年1月2日生～平成22年1月1日生の人） イ. 特定扶養、24. 特定親族特別控除… 【下表のとおり】 （平成15年1月2日生～平成19年1月1日生の人） <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定扶養</th> <th>扶養親族等の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">24. 特定親族特別控除</td> <td>58万円以下</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>58万円超 95万円以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">24. 特定親族特別控除</td> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">24. 特定親族特別控除</td> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>123万円超</td> <td>0万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ. 老人扶養 …… 【38万円】 （昭和31年1月1日以前生の人） エ. 同居老親等扶養控除 …… 【45万円】 （昭和31年1月1日以前生の人、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、かつ同居を常況とする人） ※年齢16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以降生の人）がいる場合は、申告書の「16歳未満の扶養親族欄」に記入してください。</p>	特定扶養	扶養親族等の合計所得金額	控除額	24. 特定親族特別控除	58万円以下	45万円	58万円超 95万円以下	41万円	24. 特定親族特別控除	95万円超 100万円以下	41万円	100万円超 105万円以下	31万円	105万円超 110万円以下	21万円	110万円超 115万円以下	11万円	24. 特定親族特別控除	115万円超 120万円以下	6万円	120万円超 123万円以下	3万円	123万円超	0万円	23	基礎控除	合計所得金額が2,400万円超で控除額が減少し、2,500万円超で適用外となります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円まで</td> <td>430,000円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円～2,450万円以下</td> <td>290,000円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円～2,500万円以下</td> <td>150,000円</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	基礎控除額	2,400万円まで	430,000円	2,400万円～2,450万円以下	290,000円	2,450万円～2,500万円以下	150,000円
特定扶養	扶養親族等の合計所得金額	控除額																																			
24. 特定親族特別控除	58万円以下	45万円																																			
	58万円超 95万円以下	41万円																																			
24. 特定親族特別控除	95万円超 100万円以下	41万円																																			
	100万円超 105万円以下	31万円																																			
	105万円超 110万円以下	21万円																																			
	110万円超 115万円以下	11万円																																			
24. 特定親族特別控除	115万円超 120万円以下	6万円																																			
	120万円超 123万円以下	3万円																																			
	123万円超	0万円																																			
合計所得金額	基礎控除額																																				
2,400万円まで	430,000円																																				
2,400万円～2,450万円以下	290,000円																																				
2,450万円～2,500万円以下	150,000円																																				
16	地震保険料控除	損害保険契約等に係る地震等損害部分について、あなたが支払った保険料がある場合に控除されます。 なお、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した一定の旧長期損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合には、これまでの損害保険料控除を適用することができます。 （限度額25,000円）（証明書添付） 地震保険料控除の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入している保険</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震保険のみに加入</td> <td>支払金額÷2（上限25,000円）</td> </tr> <tr> <td>旧長期損害保険のみに加入</td> <td>これまでの計算方法と同様</td> </tr> <tr> <td>旧長期損害保険と地震保険の2つの保険に加入</td> <td>2つの控除額を合計します（上限25,000円）</td> </tr> <tr> <td>1つの保険で旧長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入</td> <td>旧長期損害保険と地震保険のどちらかを選択</td> </tr> </tbody> </table> <p>旧長期損害保険料（保険期間10年超で満期返戻金有）の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払金額÷2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> </p> <p>地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合 $\left(\begin{array}{l} \text{地震保険料について求めた控除額} \\ \text{（限度額25,000円）} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{旧長期損害保険料について求めた控除額} \\ \text{（限度額10,000円）} \end{array} \right) = \left[\begin{array}{l} \text{地震保険料控除} \\ \text{（限度額35,000円）} \end{array} \right]$ </p>	加入している保険	控除額	地震保険のみに加入	支払金額÷2（上限25,000円）	旧長期損害保険のみに加入	これまでの計算方法と同様	旧長期損害保険と地震保険の2つの保険に加入	2つの控除額を合計します（上限25,000円）	1つの保険で旧長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入	旧長期損害保険と地震保険のどちらかを選択	支払金額	控除額	5,000円まで	全額	5,001円～15,000円	支払金額÷2+2,500円	15,001円以上	10,000円	24	雑損控除	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族に災害・盗難・横領等による損失が生じた場合に控除されます。 損害金額－保険金などで補填される金額＝差引損失額 ア. 差引損失額－総所得金額等の10% イ. 差引損失額のうち災害関連支出－5万円 ※アとイのいずれか多い額 （証明書添付）														
		加入している保険	控除額																																		
地震保険のみに加入	支払金額÷2（上限25,000円）																																				
旧長期損害保険のみに加入	これまでの計算方法と同様																																				
旧長期損害保険と地震保険の2つの保険に加入	2つの控除額を合計します（上限25,000円）																																				
1つの保険で旧長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入	旧長期損害保険と地震保険のどちらかを選択																																				
支払金額	控除額																																				
5,000円まで	全額																																				
5,001円～15,000円	支払金額÷2+2,500円																																				
15,001円以上	10,000円																																				
17	寡婦控除	あなたが寡婦であるとき、次のいずれかに当てはまる場合に控除されます。 （1）夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 （2）夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人で合計所得金額が500万円以下の人 【26万円】	25	医療費控除	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族の医療費を、あなたが支払った場合に控除されます。 $\left(\begin{array}{l} \text{医療費の支払額} \\ \text{（限度額25,000円）} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{保険等の補填金額} \\ \text{（限度額10,000円）} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{10万円が総所得金額等の5\%のいずれか少ない方の金額} \\ \text{（限度額200万円）} \end{array} \right) = \left[\begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{（最高限度200万円）} \end{array} \right]$ <p>【最高限度 200万円】（明細書および医療費通知添付） ※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） この適用を受ける場合は、医療費控除の区分の□に1と記入してください。OTC医薬品の年間購入金額が12,000円を超えると、その超えた部分の金額（上限金額：88,000円、生計を一にしている家族の分も含まれます）が対象となります。 ・従来の医療費控除制度と同時に利用することはできません。 ・OTC医薬品：薬局やドラッグストア等で購入できる一般用医薬品等で、厚生労働省に指定されているもの。 ・適用要件は次のとおりです。 ① 健康の維持増進および疾病の予防への一定の取組（健康診査・メタボ健診・定期健康診断・予防接種・がん検診）を行ったこと。（取組証明書類は5年間保管） ②セルフメディケーション税制の明細書の添付。</p>																																
18	ひとり親控除	現に婚姻をしていない人または配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件全て当てはまる場合に控除されます。 （1）合計所得金額が500万円以下であること。 （2）生計を一にする子がいること。この場合の子は、総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人 （3）その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 【30万円】	26	雑損控除	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族に災害・盗難・横領等による損失が生じた場合に控除されます。 損害金額－保険金などで補填される金額＝差引損失額 ア. 差引損失額－総所得金額等の10% イ. 差引損失額のうち災害関連支出－5万円 ※アとイのいずれか多い額 （証明書添付）																																